

瀬戸市コロナ克服事業者応援補助金想定Q&A

No.	質問	回答
制度全般		
1	どのような制度でしょうか。	国が令和3年度補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業、中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金（以下、国補助金）の交付決定を受け、事業を実施する市内中小企業者等に対して、市が上乘せ補助を実施します。
2	補助金額は定額ですか。事業者によって金額が変わったりしますか。	補助対象者に対して、補助率・補助上限額の範囲内で補助金を交付します。
補助対象事業者		
3	瀬戸市に倉庫があるが、対象になるか。	瀬戸市内に事業所がある事業者が対象となります。従業員が属しない倉庫は、対象になりません。
4	補助対象者はどのような事業者ですか。	国補助金の交付決定を受け、瀬戸市内で事業を実施する市内中小企業者等（市内に事業所を有する〔個人事業者の場合は瀬戸市が納税地である〕事業者）が対象です。ただし、本補助金の交付を受けるためには、国補助金の交付決定を受けた後、交付申請を市に提出し、交付決定を受ける必要があります。
5	事業再構築補助金の交付決定を受けた中堅企業は対象となりますか。	事業再構築補助金公募要領に定義されている中堅企業は対象となりません。「中小企業基本法」第2条第1項に規定する中小企業者のみが対象となります。
対象となる事業		
6	市から補助事業の交付決定を受けていない場合は、対象にならないのでしょうか。	国補助金の交付決定後14日以内または令和4年12月28日のいずれか早い日までに交付申請を行い、市の交付決定を受ける必要があります。補助事業完了後の申請はできませんので、対象となりません。
7	令和2年度第3次補正予算での事業再構築補助金の交付決定を受けていますが、対象となりますか。	令和2年度第3次補正予算で実施されている事業は対象となりません。令和3年度補正予算で実施される国補助金が対象となります。すでに令和3年度補正予算で実施される国補助金の交付決定を受けている場合、国補助金の交付決定後14日以内または令和4年12月28日のいずれか早い日までに交付申請を行ってください。
8	対象となるのは瀬戸市内の事業所で行う事業のみですか。	瀬戸市内の事業所で行う事業が対象となります。
9	異なる国補助金であればそれぞれの国補助金で申請ができますか。	できません。交付申請は1事業者1回限りです。
10	交付決定は申請の受付順ですか。	原則として、申請受付順（書類不備等がある場合を除く）に交付決定を行います。予算が上限に達した場合、申請受付を終了することもあります。
11	交付決定後に辞退をすることはできますか。	申請していただくことで、辞退は可能です。

No.	質問	回答
補助対象経費		
12	補助対象経費は瀬戸市独自で指定がありますか。	ありません。国補助金の公募要領または交付規定に記載されている補助対象経費が認められます。
13	補助対象経費の支払いは銀行振込払いのみですか。	原則、銀行振込で行ってください。 1取引10万円超（税抜き）の現金払い、手形、小切手等による支払いは認められません。
実績報告		
14	交付申請で申請した額を上回った場合や、下回った場合はどうなりますか。	上回った場合は、交付申請時の額が上限になります。なお、下回った場合は実際に支払った額をもとに補助金額を算定します。
15	国の額確定や国補助金の受領が必要ですか。	不要です。事業完了後、国と瀬戸市に同時に実績報告を行ってください。瀬戸市独自で補助対象経費を精査し、額の確定を行います。
申請チェックリスト		
16	提出が必要ですか。	提出が必要です。 本チェックリストを用いて、記載内容を確認のうえ提出してください。
その他		
17	補助事業終了後の財産処分制限期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還が求められるのか。	残存簿価相当額等により、補助金交付額を上限として返還を求める場合があります。